

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則4号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「理事」の右に「，監察監，統括監察員」を加える。

第20条中第19項を第21項とし，第5項項から第18項までを2項ずつ繰り下げ，4項の次に次の2項を加える。

5 監察監は，上司の命を受け，服務監察及び業務監察を統括する。

6 統括監査員は，上司の命を受け，服務監察及び業務監察に関する事務を掌理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

附 則

この規則は，平成25年9月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)